

一般社団法人日本小児血液・がん学会 ケア共創委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会ケア共創委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、様々な専門職および患者・市民が連携し、小児血液疾患・がん領域における患者・家族のウェルビーイング向上を目指すケアの充実・発展をはかり、当該領域における医療の進歩に資することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が担う業務は以下の通りとする。

1. 小児血液疾患・がん領域のケアに関する提言
2. 小児血液疾患・がん領域のケアの推進
3. ケアを実践できる人材の育成
4. ケア等に関する研修の開催
5. 小児血液疾患・がん領域のケア等に関する調査研究
6. ケア関連職、患者・市民等への広報活動
7. 日本小児がん看護学会等、ケア関連学会・団体との連携
8. その他、委員会の目的達成に必要な活動

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員6名をもって構成する。

- 2 委員長は、本委員会の審議に必要と認めるものをオブザーバーとして招聘することができる。
- 3 委員に以下に該当する者が含まれない場合、委員長は以下に該当する者をオブザーバーとして招聘しなければならない。
(ア) 日本小児がん看護学会等、小児血液疾患・がん領域の看護系学会・団体と連携している看護職である者
(イ) がんの子どもを守る会等、小児血液疾患・がん領域の患者会、家族会、患者支援団体等と連携している者
- 4 オブザーバーの任期は、原則1年とする。委員会の審議に対する意見の多様性を確保するため、オブザーバーの任期は招聘時に設定し、招聘した委員会委員の任期1期（2年）の終わりを超えないものとする。任期途中であってもオブザーバーは交代できる。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

- 2 会議は委任状を含めて委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 3 メール会議も活用する。
- 4 議決は会議に参加した委員全員の合議とし、意見が伯仲した場合は委員長決済とする。
- 5 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。
- 6 オブザーバーには議決権はない

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は日本小児血液・がん学会定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則 1. この規程は平成28年8月12日より施行する。

附則 2. この規程は令和6年6月26日より施行する。